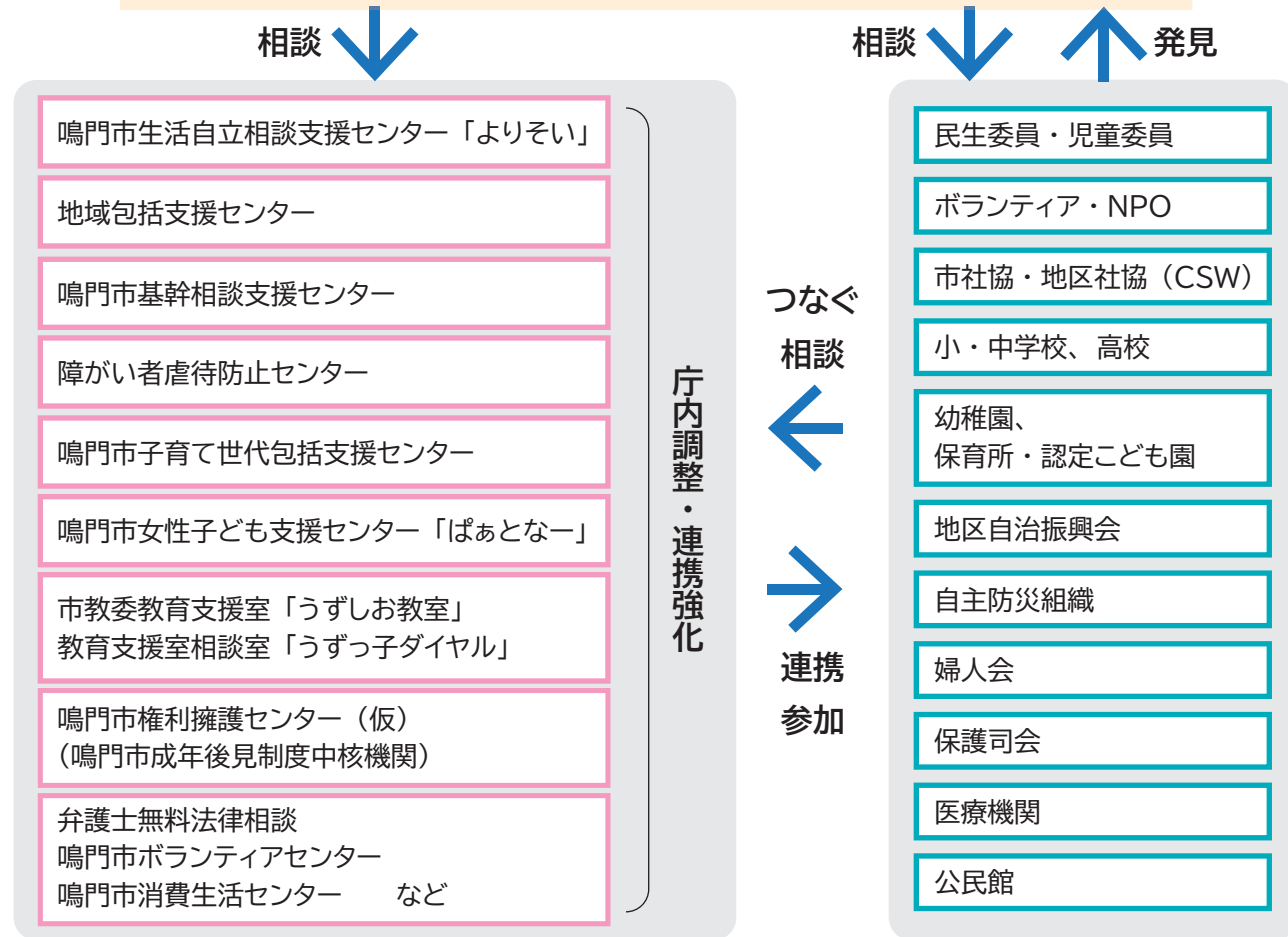


鳴門市の多機関の協働による包括的な相談支援体制

各相談支援ネットワークの調整機能の強化などを通して、様々な相談を包括的に受け止め、関係部署や関係機関が一体となって必要な支援を行うことが出来るよう支援体制の整備に取り組みます。

●支援を必要とする課題

- 子育てに関する課題
- 介護・認知症
- 障がいに関する課題
- 生活困窮者・子どもの貧困
- ヤングケアラー
- 自殺
- 再犯
- 孤独・孤立
- 権利擁護に関する課題
- ひきこもり・不登校
- ダブルケア・8050問題
- その他の問題



●その他 - 地域福祉計画の中で定める計画

●鳴門市再犯防止推進計画

鳴門市は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画を策定し、県や民間団体と連携して、犯罪をした人などが社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、計画の取組を推進していきます。

●鳴門市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法第14条第1項に定める成年後見制度利用促進基本計画を策定し、誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもって生活を継続することができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。

第2期鳴門市地域福祉計画

概要版

地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画であり、地域共生社会の実現をめざします。

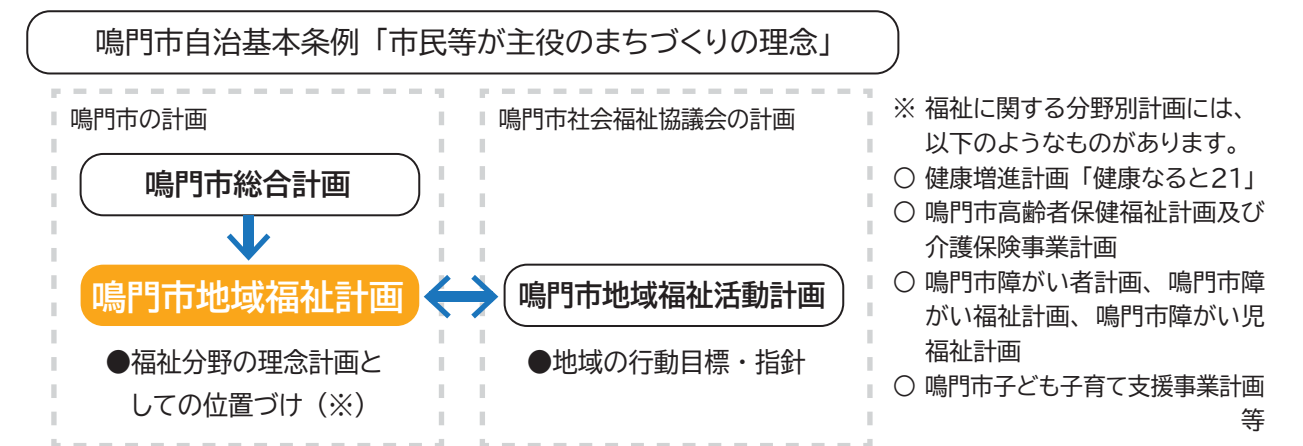
地域共生社会とは

国が掲げる「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

計画の位置づけ



計画期間

令和5年度～令和9年度の概ね5か年間とします。

基本理念

みんなが考え、 安心してしあわせに暮らすことができる 地域共生社会の実現

キャッチ
フレーズ 共に支えあい、誰ひとり取り残すことのない
地域共生のまち “なると”

誰もが健康で安心して快適に暮らせる地域づくりを確立するためには、隣近所の助けあい、支えあい等の地域における住民活動を基盤として、住民自らが自分らしく生きる努力を行い、安心して暮らせる環境を住民みんなの力で築き上げていくことが重要です。

基本的な考え

地域福祉の推進のためには、行政による「公助」や社会保険制度等の「共助」だけでなく、自分ができることは自分で行う「自助」、地域住民同士が支えあう「互助」が必要不可欠です。

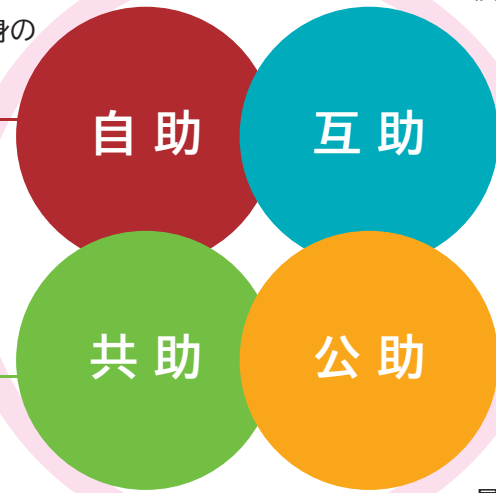
「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれの役割を果たしながら、互いに補いあい、連携していくことで課題解決の仕組みをつくるのが大切です。

自分で自分を助けること。
自分の力で住み慣れた地域で
暮らすために、自発的に自身の
生活課題を解決する力。

家族・友人・趣味の仲間、自治会等、
個人的な関係性を持つ人同士が
助け合い、お互いが
生活課題を解決し合う力。

医療、年金、介護保険等
社会保険制度における
被保険者や組合員等による
制度化された相互扶助のこと。

自助・互助・共助では
対応出来ない、
最終的に必要な生活保障を行う
社会福祉制度のこと。



基本目標

「地域共生社会」の実現に向けた観点から、きめ細かに施策の展開を図るため、7つの基本目標と9つの施策を設定します。

基本目標 1 地域コミュニティ支援による地域のつながりづくり

地域福祉の核である地域コミュニティの再構築に向け、世代間交流の場等での地域のつながりづくりを通して、地域住民や事業者、団体等が連携した地域の仕組みづくりを進めます。

- 施策 1 地域コミュニティの再構築
- 施策 2 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の充実

基本目標 2 安全・安心な暮らしを支える仕組みづくり

災害発生時にすべての住民が安全に避難し、不安のない避難生活ができるよう、地域関係団体の平常時からの準備と連携、また避難時の要支援者の把握などが必要であり、地域の特性に応じた、安全・安心な暮らしを支える仕組みづくりを推進していきます。

- 施策 3 地域での見守り体制づくり

基本目標 3 生涯の暮らしを支える仕組みづくり

支援が必要な人に対しては、相談支援体制の充実・強化により、孤立させない早期発見と適切な支援、さらには市民の暮らしの中での生活課題への対応等、関係機関・団体との連携・ネットワークづくりを進め、社会全体で支えていく仕組みづくりを推進していきます。

- 施策 4 健康・生きがいづくり
- 施策 5 地域で自立した生活への支援

基本目標 4 地域共生社会の実現に向けた相談支援の体制づくり

地域で困っている人を発見し、相談を受け、必要とするサービスに適切に結び付けられるよう、一人ひとりへの支援の充実を図ります。さらに、複雑化、複合化している課題や、従来の縦割り福祉では対応できない地域課題が増える中、包括的な相談体制の整備をめざします。

- 施策 6 相談支援の取組の強化

基本目標 5 適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくり

支援が必要な人が適切な福祉サービスを受けられるよう、相談支援機関・団体と連携した情報共有と支援体制を強化し、福祉に関する行政サービスの利用促進を図っていきます。

- 施策 7 福祉サービスの適切な利用の促進

基本目標 6 権利擁護の支援体制づくり

中核機関を中心として、情報提供や啓発を図り、市民に必要な権利擁護の支援につなげることができるよう努めていきます。

- 施策 8 権利擁護活動の推進

基本目標 7 次代の地域福祉を担う人材づくり

学校教育における福祉教育の推進や市民の意識啓発へ取り組み、研修会などの開催を通して、地域福祉を担う人材の育成に努めていきます。

- 施策 9 福祉人材の育成と確保